

小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

**地域産業保健センターをご活用ください**

**産業保健サービスを **無料** で受けられます**

富山産業保健総合支援センターでは、富山県内に4か所の地域窓口（地域産業保健センター）を設け、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

## 1 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談（健康管理相談）

### （1）脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、登録産業医又は登録保健師が、保健指導を行います。

### （2）メンタルヘルス不調者の労働者に対する相談・指導

不眠等メンタルヘルス不調を自覚する労働者、定期健康診断の際等にストレスに関連する症状・不調等を把握された労働者等、事業者から利用を促された労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医又はメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員若しくは登録保健師が行います。

## 2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（意見聴取）

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果異常の所見を有すると判定された労働者（有所見者）に関して、その健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を実施します。

## 3 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導（面接指導）

（1）時間外労働・休日労働時間が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など登録産業医による面接指導等を行います。

（2）ストレスチェックに基づく高ストレス者に対し、登録産業医による面接指導を行います。

## 4 個別訪問による産業保健指導の実施

事業場への訪問を希望する小規模事業場に登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が訪問し、事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

・富山地域産業保健センター	TEL：076-425-6114	FAX：076-422-4816
・高岡地域産業保健センター	TEL：0766-25-7060	FAX：0766-26-1481
・魚津地域産業保健センター	TEL：0765-22-0318	FAX：0765-22-5698
・砺波地域産業保健センター	TEL：0763-33-7715	FAX：0763-33-1537

富山産業保健総合支援センター TEL：076-444-6866 FAX：076-444-6799